

#### IV. 平成 18 年度包括外部監査結果のその後の状況について

平成 18 年度の包括外部監査のテーマは今回のテーマと同様の部分である教育委員会及び県立学校であった。よって今回のテーマと重複する部分については可能な限りその後の状況を確認し以下に記載した。

##### 1. 各県立学校共通項目

(指摘事項)

監査結果	改善状況等
23 授業料免除基準の運用について 授業料免除の基準につき、その運用面を見直す必要がある。	平成 26 年 4 月 1 日から、国の制度として、就学支援金制度が開始されたため、現在は、国の制度として運用されている。
29 学校徴収金に関する規程などの整備について 学校徴収金の徴収・管理・執行が適正かつ効率的に行われ、その透明性が確保できるような統一的な事務処理基準を策定し、これに則って事務処理をすべきである。	平成 21 年 3 月に「県立学校における私費会計取扱指針について（通知）」を、県立学校に共通した統一的な事務処理基準として定めたこと、その後平成 23 年 3 月に「県立学校における私費会計取扱指針ガイドブック」等を制定したことを確認した。ただし、往査した高校においてガイドブック等に沿った運用がなされていないことや、ガイドブック等は制定後、相当期間経過しているため実態も踏まえ改訂する必要がある。

(意見)

監査結果	改善状況
5 随意契約の見積業者が長期・固定化していることについて 指名業者、見積徴収業者の選定に長期・固定化の傾向が見られる。実質的な競争原理の確保・充実を図る必要がある。	学校警備委託については、平成 18 年度から原則 5 か年の長期継続契約とし、指名競争入札による委託契約に変更したとされており、今年度往査した高校について確認した。 ソフトウェアライセンス契約については、平成 18 年度から一般競争入札を導入したとされており、今年度往査した高校について確認した。
6 随意契約において見積り合	往査した高校で閲覧した契約の中には見積合せの

<p>せの省略理由が不明確な事例について</p> <p>見積合せの省略理由が不明な事例が見受けられた。</p>	<p>省略理由について、不明瞭な点は見受けられなかった。</p>
<p>14 備品の現物確認の方法及び対象範囲の見直しについて</p> <p>備品の現品確認について、現物確認の方法に関する内部規程の作成及び対象範囲の見直しを検討することが望まれる。</p>	<p>往査した各学校において現品確認の方法について、内部規程を確認した。</p>
<p>15 備品整理票の貼付について</p> <p>備品整理票の貼付について改善すべき事項が散見された。</p>	<p>備品整理票の貼付漏れ・毀損については貼付・補修を行ったとされているが、今年度往査した高校では、貼付漏れ・毀損が散見された。</p> <p>旧備品整理票が貼付されていた備品については、新備品整理票に張り替えたとされているが、今年度往査した高校では、旧高校名の備品整理票が貼付されたままとなっている事例が散見された。</p> <p>なお、一式計上となっていた教育用コンピューターについては管理簿等で個別管理することとした、とされており、今年度往査した高校において確認した。</p>
<p>17 公有財産台帳の管理について</p> <p>施設の現況と諸台帳、図面等との符号の適否についての調査を義務付けることが必要であり、所有している土地・建物・工作物に関するデータは遺漏なく財産台帳に登録されていなければならない。</p> <p>また、明らかに備品に該当するものが、建物の一部に含まれており、備品購入時の入札及び</p>	<p>財産台帳の管理については、文部科学省の公立学校施設台帳作成の機会を捉え、公有財産と諸台帳、図書等との符合の確認を行うこととした。</p> <p>建物附属設備と備品の分類については、文部科学省通知「公立学校施設費国庫負担(補助)事業に係る対象経費について」に準じて基準を作成し、適正に運用することとした。</p> <p>なお、本年度往査した高校において不合理な点は見受けられなかった。</p>

<p>財産管理を適切な単位で実施するためには、発注時における建物附属設備と備品等についての一定の分類基準を定める必要がある。</p>	
<p>21 県の機関における機器備品相互利用の推進について 限られた教育資源を有効に使用するために、県の機関における機器備品の相互利用に取り組むことを検討されたい。</p>	<p>教育委員会の事務局では公用車の共有が行われていることを確認した。</p>
<p>22 学校図書館の位置づけ及び図書の取得・維持管理について 学校図書館の位置づけが各校によって統一されておらず、また、学校図書館における図書の取得・維持管理は県内各校において一様ではなく、統一的な基準が策定されていない。</p>	<p>学校図書館の位置づけについては、各学校の実態に合わせ、学校図書館法に則り、さらに適切な運営を行うこととした、としている。 図書の取得については、群馬県高等教育研究会図書館部会が作成した「群馬県高等学校図書館整理基準」にある「図書選択の基準」を基に、廃棄基準も含め図書の整備を行うこととした、としている。 しかし、往査した高校においては、毎年、蔵書点検や廃棄を実施していない高校が散見された。</p>
<p>28 教育実習生の実習謝金について 教育実習生の実習謝金については、県の収入として処理できるような制度の検討が望まれる。</p>	<p>今回の包括外部監査で往査した県立高等学校等では、現在でも教育実習生の実習謝金は徴収していないことを確認した。 なお、県としての収入処理の可否を含め制度の検討は行われていない。</p>
<p>41 私費会計についての監査の必要性 私費会計について、今後県として何らかの形でその適正性のチェックを行っていくことを検討されたい。</p>	<p>平成 21 年 3 月に「県立学校における私費会計取扱指針について（通知）」を、県立学校に共通した統一的な事務処理基準として定めたこと、その後平成 23 年 3 月に「県立学校における私費会計取扱指針ガイドブック」等を制定したことを確認した。 なお、同ガイドブック等では各私費会計について</p>

	適正性チェックを目的として監査を必要とする旨定められているが、往査した学校によっては監査をしたかどうか不明な会計も存在した。
43 情報セキュリティに関する規程の内容について 情報セキュリティに関する規程の内容につき、一部見直しが求められる。	平成16年3月に発出した「情報セキュリティ実施手順の作成について（通知）」の見直しを行い学校へ周知したことを確認した。
44 データ管理方法について 教員の作成・使用しているデータは、パソコンやサーバーに保管せず、MO等の大容量記憶装置に保管することを推奨しているが、MO等の記憶装置の保管方法についてさらに強化されたい。	HDD等の記憶装置の保管方法については、「情報セキュリティ実施手順の作成について（通知）」に明記されていることから、学校の情報担当者の会議・研修会等の機会毎に具体的な事例をあげ、その取扱いを説明して周知を図り、情報の管理の徹底を図っている。
46 行政コスト計算書の活用について 県の財政は年々厳しさを増している中、行政の一環として県立学校の運営についても効率的、経済的な運営が求められる。経済性の評価尺度として費用対効果のバランスが重要であるが、この費用対効果の費用の概念として、県財務会計システムによって集計された支出額では、全コストの中の一部であり十分とは言い難い。発生主義的な考えによる全コストを網羅的に把握した行政コスト計算書を作成し活用する必要がある。	行政コスト計算書は、地方公会計財務書類として、一般会計等財務書類、全体財務書類（地方公営企業会計等を含む）、連結財務書類（第三セクター等を含む）にて作成している。 本計算書は全ての部署別データを積上げたものであるが、部署別（各課、地域機関等）の計算書は作成していない。

## 2. 教育委員会 管理課

(指摘事項)

監査結果	改善状況
<p>47 回議書に記載すべき事項の記載漏れについて</p> <p>回議書に記載しておくべき事項が記載漏れになっている事例が検出されたので、適切に記載するように十分に注意すべきである。</p>	<p>「群馬県教育委員会公印規程」及び「群馬県教育委員会事務局等文書管理規程」に基づき、決裁年月日・施行年月日等の所用事項を漏らさず記載するよう徹底した、としている。</p> <p>なお、最近では電子決裁が進んでいる旨、ヒアリングにより確認した。</p>

(意見)

監査結果	改善状況
<p>48 指名競争入札における落札率の高い契約について</p> <p>指名競争入札を採用している契約の中に、予定価格と落札価格が近似している案件が散見されており、競争原理が効果的にいかされていないおそれがある。早急に抜本的な入札契約制度の改革に取り組む必要がある。</p>	<p>入札契約制度を改正し、条件付一般競争入札の方法による契約の範囲を、3億円以上から5,000万円以上に拡大するなど、入札契約制度改革を実施した、としている。</p> <p>これに対し、管理課所管契約のうち、過去3年分（令和2年度～4年度）の入札契約一覧を閲覧し、規程通りに実施されていることを確かめた。</p>
<p>49 教育員校舎について</p> <p>教職員住宅はその必要性を見直し、へき地を除き基本的に廃止すべきであると思われる。過去に廃止した教職員住宅の跡地で未利用のものは、早急にその利用の方法を検討し、利用が見込まれないものは早急に売却整理を行う必要がある。</p>	<p>利用が見込まれない教職員公舎については、廃止を前提に検討し、跡地については諸条件を勘案しながら早期の売却を検討する、としている。</p> <p>なお、現在、利用者がいないとしても、人事異動で必要な教職員が赴任する可能性もあることから、直ぐに廃止することはしない。但し、老朽化により居住が難しくなった場合には、廃止も検討するとのことである。</p>
<p>50 火災共済付保状況について</p>	<p>火災リスクの大きい校舎等学校施設については、</p>

<p>校舎等学校施設の火災保険加入率は 16.6%しかなく、付保していない高額な建物があるが、リスク管理の観点から見直しを検討する必要があるのではないかと思われる。</p>	<p>可能な限り加入する、としており、各高等学校の火災共済付保状況の一覧表を入手し確認した。</p>
<p>51 高校建設工事における分離・分割発注について</p> <p>高校建設工事において、受注機会の確保という政策目的の達成のために分離・分割発注が行われている。一括発注方式に比較してコストが増加するが、今後県として、そのコスト増加の許容範囲に関する一定の基準の策定を検討することが望まれる。</p>	<p>コスト増加の許容範囲に関する一定の基準の策定について、他の公共事業所管局とも連携して検討する、としている。</p> <p>これに対し、管理課所管契約のうち、過去3年分（令和2年度～4年度）の高等学校の建設工事契約一覧を閲覧し、建築・電気・機械に分けて分割発注していることを確認した。</p>
<p>52 指名競争入札における複数回の入札による落札について</p> <p>指名競争入札において第1回目の入札で予定価格を上まわり、複数回の入札で落札した場合の案件について確認したところ、全ての入札案件について、落札に至るまで同じ業者が最低価格を提示していた。</p>	<p>平成18年度から入札回数は原則1回とし、落札しない場合は指名業者を入れ替えた。</p> <p>これに対し、管理課所管契約のうち、過去3年分（令和2年度～4年度）の指名競争入札で、例外として複数回入札した事例が4件あり、最低入札価格と予定価格との差が10%以内の場合には、そのまま第2回の入札を実施し、最低入札価格と予定価格との差が10%を超えた場合には第2回の入札をせずに、業者を入れ替えて再度指名競争入札を実施していることを確認した。</p>
<p>53 仮設校舎リース契約における問題について</p> <p>仮設校舎リース契約について改善すべき点が見受けられた。</p>	<p>指名業者は、物件等購入契約資格者名簿から選定するとともに建築完成検査の手続きを契約内容に盛り込むこととした、としている。</p> <p>現状、物件等購入契約資格者名簿は特になし。</p> <p>仮設校舎については業務仕様書にて建築基準法に基づく手続を行う旨が記載されており、完了検査</p>

	<p>についても盛り込まれていることを確認した。          なお、現在、仮設校舎は使用していないとのことであった。</p>
<p>54 県立学校の耐震診断及び補強工事について</p> <p>補強工事未実施の99棟については今後すぐに着手できないおそれがある。実施にそれらの建物を教育に使用しているものについては、早急に工事を完了することが望まれる。</p>	<p>耐震補強事業計画を策定し、計画的に事業を執行することとした、としている。</p> <p>これに対し、平成19年10月策定の「県立学校耐震改修計画」及び「県立学校施設の耐震化状況」を入手し、平成28年4月1日時点において、改修不要、解体予定、不使用以外の建物について、全て耐震補強がなされていることを確認した。</p>
<p>55 学校校舎・施設の大規模改修計画について</p> <p>大規模修繕が必要な箇所と実施すべき時期を検討・調査し、大規模改修計画を策定する必要がある。</p>	<p>大規模改修計画を策定し、計画的に事業を執行することとしている。</p> <p>これに対し、県立学校施設保全工事年度計画と実績を入手して、計画通りに工事が行われているかを確認した。</p> <p>結果としては計画通りには進捗しておらず遅れている状況である。</p>

3. 教育委員会 学校人事課  
(意見)

監査結果	改善状況
<p>60 人事異動に関する処理について</p> <p>個人別履歴データは現在手書き管理しているので甚だ能率が悪く、早急に電算化をする必要がある。</p>	<p>平成20年度から群馬県教育委員会人事管理システムが本格的に稼働し、人事異動処理、昇給処理、給与改定処理、履歴事項異動処理等の効率化を行い、各所属(学校)のデータを一元管理している。各学校においてはWeb方式により管理されていることを確認した。</p>
<p>61 教育職と一般行政職の給与水準の比較について</p> <p>教育職の給与水準について一般行政職と比較して優遇あるいは格差があるが、その見直しを</p>	<p>平成18年度、平成27年度、令和4年度の小中学校教育職、高等学校教育職、行政職の平均給与月額表を入手(県人事委員会勧告より)。</p> <p>高等学校教育職の平均月額給与は平成18年度が行政職比で113.1%に対して平成27年度は</p>

<p>行う時期に来ているのではないかとと思われる。</p>	<p>112.7%、令和4年度は116.8%と大きな変化はないこと確認した。引き続き検討が望まれる。</p>
<p>62 「教職調整額」について 「教職調整額」についてはその存在を含めて見直しが必要であると考ええる。</p>	<p>教職調整額の支給について定めた「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の取扱い等に係る国の見直しの結果を受けて対応していることをヒアリングにより確認した。 なお、教職調整額については国において増額の方 向（教員処遇改善）で検討を進めているとのこと である。</p>
<p>63 平成17年度までの人事評価の問題点について これまでの人事評価については、評価項目が少ない上に、評価が単純である。また勤務評価書では抽象的な表現が含まれているケースが散見される。またこの評価が給与等には反映されず、また評価対象者に開示されていない。</p>	<p>平成18年度からスタートした新しい人事評価制度では、評価項目を分類して多面的、総合的、具体的な評価を行っており評価対象者への開示を行っていることをヒアリング及び資料の閲覧等により確認した。</p>
<p>64 平成18年度からの人事評価と優秀教員表彰について 県教育委員会では毎年優秀教員表彰を行ってきた。これは各学校長の評価を基礎に優秀教員表彰審査会の選考を経て県教育委員会が決めるものである。ところが平成18年度より新しい人事評価制度がスタートしており、優秀教員の評価と新しい人事評価が混在している。</p>	<p>平成26年度より、優秀教員表彰と教育の振興に特に貢献した教職員表彰が統合され、現在は群馬県教職員表彰として実施していることを確認した。</p>

4. 教育委員会 高校教育課  
(指摘事項)



監査結果	改善状況
<p>65 高等学校定時制課程修学奨励金の債権調書残高の不一致について</p> <p>標記の奨励金と債権調書（管理簿）上の残高と実際残高との間に不一致があった。適正な残高の把握を徹底すべきである。</p>	<p>債権管理の方法については、債権者毎に債権額を管理できるように債権台帳を改め、年度末に各債務者の債権額、返済免除額を集計し、債権調書に転記するよう改めた。</p> <p>令和2年度から令和4年度の債権台帳を入手、債務者ごとに管理されていることを確認した。</p>

(意見)

監査結果	改善状況
<p>66 高等学校定時制課程就学奨励金の運用面の見直しについて</p> <p>標記の奨励金について、(1) 奨励金支給対象者の基準及び(2) 保証人の保証能力の審査について見直しが望まれる点があった。</p>	<p>令和2年1月に発行された群馬県高等学校定時制課程修学奨励金事務対応マニュアル等を入手、奨励金支給対象者の基準及び保証人の保証能力の審査等が改訂されていることを確認した。</p>
<p>67 高校入試問題印刷契約における情報漏えい防止について</p> <p>高校入試問題印刷契約における情報漏えい防止をより一層徹底するため、特定書面を交わすことが望ましい。</p>	<p>入試問題印刷契約の契約書及び管理責任者等選定通知書（過去3年間）を閲覧した。</p>
<p>68 随意契約において見積合せ省略理由が不明確な事例について</p> <p>1者随意理由として適当でないものがあつた。</p>	<p>往査した高校で閲覧した契約の中には見積合せの省略理由について、不明瞭な点は見受けられなかった。</p>
<p>69 高校改革・改編等の効果の測定、評価について</p> <p>高等教育改革については、効率性、経済性の観点はあまり考</p>	<p>行政コスト計算書は、地方公会計財務書類として、一般会計等財務書類、全体財務書類（地方公営企業会計等を含む）、連結財務書類（第三セクター等を含む）にて作成している。</p>

慮されていないが、限りある教育資源を考慮すれば、行政コストの観点からの検討が重要なことと思われる。	本計算書は全ての部署別データを積上げたものであるが、部署別（各課、地域機関等）の計算書は作成していない。
---	--

なお、福利課、スポーツ健康課（健康体育課）及び群馬県総合教育センターは、今年度の監査では対象外としたため、検討は省略した。

以 上